



様式第5号(第13条関係)

基山町まちづくり計画策定団体認定申請書

令和7年4月22日

基山町町長 松田 一也 様

代表者住所

〃 氏名 松原 幸孝

印

〃 電話 090-2516-5007

基山町まちづくり基本条例第17条に規定するまちづくり計画を策定したいので、基山町まちづくり基本条例施行規則第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

団体等の名称	特定非営利活動法人 かいろう基山
会員数	66名
代表者の氏名等	代表者の資格 代表理事 氏名 松原 幸孝 団体の所在地 三養基郡基山町大字園部2094番地 電話番号 090-2516-5007
活動範囲等	地理的範囲 基山町の森林を中心とした周辺地域 活動内容の範囲 環境の保全、子どもの健全育成、 経済活動の活性化、まちづくりの推進
活動内容の概要	「癒しの里山づくり ～ 何度でも訪れたい緑と清流の森づくり」を活動理念に掲げ、地域社会に貢献できる事業を行って、地域の発展・活性化に貢献することを目的に活動している。 主活動の環境保全では、森林を侵食する孟宗竹を伐採処理して里山の保全を図るため、①森林整備活動、②市民力の養成、③竹の資源化の3つの事業を実施している。

※ 上記の事項は、公示されます。

連絡先	住所	郵便番号 841-0203 三養基郡基山町大字園部2094番地
	担当者氏名	松原 幸孝 (団体役職名称等 代表理事)
	電話番号	Tel. 090-2516-5007 Fax. なし
	メールアドレス	Mail: matsubara.yu5007@ari.bbiiq.jp

※ 公示された事項及び連絡先は、公表されます。

添付書類

- ① 団体の規約
- ② 過去の活動状況がわかる書類

確 認 書

基山町まちづくり基本条例第17条に規定するまちづくり計画を策定することができる団体としての認定申請をするに当たり、本団体は、基山町まちづくり基本条例施行規則第12条第4項及び第5項に該当することを確認します。

令和 7年(2025年) 4月22日

団体名 特定非営利活動法人 かいろう基山

代表者住所

// 氏名 代表理事 松原 幸孝

特定非営利活動法人かいろう基山定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人かいろう基山という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県三養基郡基山町に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、高齢者社会を迎え更に高齢化が進む現在、高齢者自らが積極的に健康を維持し、老いを愉しみながら地域社会に貢献できる事業を行って、地域の発展・活性化に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 森林を侵食する竹材の駆逐事業
- (2) 子どもの健全育成事業
- (3) 高齢者の果樹園等の管理支援及び都市住民の田園体験・招待事業
- (4) 公共施設等の維持管理の受託事業
- (5) 住民の安全・保護及びまちづくり・活性化等の研究と提言
- (6) 前各号に係る普及啓発活動事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し活動する個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して協力を申し出た個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは速やかに理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決によりその会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事：6名以上
 - (2) 監 事：1名以上
 - (3) 相談役：必要に応ずる数
- 2 理事のうちから代表理事を1名、副代表理事を1名置く。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選により定める。
- 3 相談役は、会員の推薦を受け、理事会にて選任する。
- 4 役員には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が

1 人を超えて含まれ又は当該役員及びその配偶者並びに 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 代表理事及び副代表理事個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が代表理事及び副代表理事の職務を代理する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、社員総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

6 相談役は、業務執行の相談に対し助言し、業務の円滑な執行を補佐する。

(任期等)

第16条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えられない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 社員総会

(種別)

第21条 この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第22条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 社員総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）、
その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常社員総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により
招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 社員総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 社員総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 社員総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 社員総会の議事はこの定款に規定するもののほか出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 理事又は正社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正社員の全員が書面により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び50条の適用については、社員総会に出席したものとみなす。

4 社員総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議長、議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構 成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長等)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

- 2 議事録署名人は理事の互選による。

(議 決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者がある場合にあっては、そ

の旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は社員総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、社員総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関す

る書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、社員総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、社員総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行なう特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事項の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更に伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行なう場合における、その種類、その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に係る事項

(解 散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、一つに譲渡するものとする。

(合 併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、社員総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、貸借対照表の公告は、「この法人のホームページ」によって行う。

第10章 雑則

(細 則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

(附 則)

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長：平 峯 一 郎

理 事：久保山 知 里

理 事：片 山 一 儀

理 事：井 上 実

理 事：久 保 重 明

理 事：道 岡 直 一

理 事：溝 口 啓 吾

理 事：一ノ瀬 虎 雄

理 事：高 尾 和 良

監 事：澤 田 猛

監 事：井 上 陽 市

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から18年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立社員総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から17年3月31日までとする。

6 設立当初の主たる事務所は、次のところに置くものとする。

佐賀県三養基郡基山町宮浦70番地1

7 主たる事務所を、次のところに置くものとする。

佐賀県三養基郡基山町大字園部2094番地

8 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げ

る額とする。但し、「かいろう基山」の会員であった者は、第8条の規定にかかわらず、入会金の徴収はしないものとする。

(1) 入会金；正会員（個人）：3,000円、正会員（団体）：10,000円

賛助会員：無

(2) 年会費；正会員（個人）：2,000円、正会員（夫婦）：3,000円

正会員（団体）：10,000円／1口

賛助会員（個人）：6,000円／1口

賛助会員（団体）：20,000円／1口

（附則その2）

平成17年7月25日主たる事務所移転

平成17年8月27日定款変更登記

平成27年7月15日定款変更届出

平成29年5月17日定款変更届出

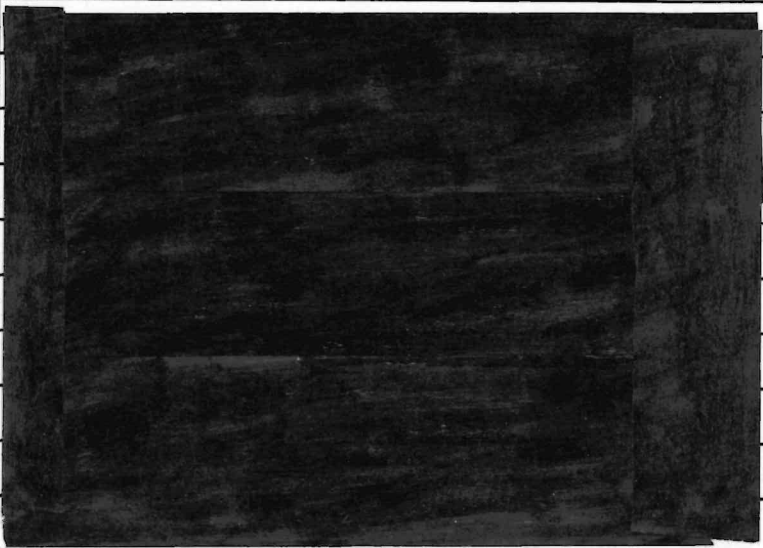
(法第28条第1項関係様式)

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

令和7年4月22日現在

特定非営利活動法人 かいろう基山

代表理事 松 原 幸 孝

氏 名	住 所 又 は 居 所
久保重明	
井上 實	
久保山知里	
山口喜幸	
徳渕啓三	
松原幸孝	
鶴添敏郎	
蒲原 恵	
西岡春男	
宮内宏幸	

● 行政との協働事業

H20年度～29年度 県民参加の森林づくり事業
H21年度～23年度 焔博記念地域活性化事業
H21年度～23年度 基山町まちづくり基金事業
H25年度～28年度 森林・山村多面的機能発揮対策
H27年度、28年度 基山町さが段階チャレンジ交付金、さが未来スイッチ交付金
H30年度、R1年度 佐賀CSOさいこう事業(モデル型)
R2年度 さが未来アシスト補助金事業

■ 企業からの助成受け事業

H22年度 久光製薬活動助成
H24年度～26年度+27年度 セブン-イレブン記念財団の自立事業助成
H26年度～ セブン-イレブン記念財団「佐賀セブンの森づくり(労働力)」
R 3年度～ 5年度+6年度 セブン-イレブン記念財団「佐賀セブンの森助成」事業

◆ 表彰等受賞

H22年 2月14日 環境省主催事業の佐賀県代表
『ストップ温暖化「一村一品」大作戦全国大会2010』に出場
H22年 4月24日 知事より感謝状「緑化推進に尽力」
H25年11月25日 社会貢献者表彰(県の推薦)
H27年 8月 3日 国交省大臣表彰「水資源功績者表彰」(県の推薦)
H29年12月16日 知事より第2回佐賀さいこう表彰(協働部門)
R 6年 4月26日 緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰
R 7年 3月14日 第3回佐賀県FUNBAL堆肥コンクール最優秀賞

◎ 寄付受け等

H24年度、R1年度 久光ほっとハート倶楽部
H25年度～30年度 「CSO支援自販機」による支援対象団体
H29年度 かんぽ生命保険、プルデンシャル生命保険
H30年～ ふるさと納税の寄附受け、その他、個人、団体より寄付を受ける。